平成２２年（フ）第２１４号
三重県四日市市采女が丘２丁目32番地４
債務者　山崎まり子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２１５号
三重県四日市市大宮町22番17号
債務者　西川　淳也
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
鳥取県鳥取市吉成508番地１
債務者　松尾　健一
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４５号
鳥取県鳥取市立川町４丁目52番地２、住民票上の住所鳥取県鳥取市湖山町南３丁目324番地
債務者　細口　竜二
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４６号
鳥取県鳥取市湖山町南３丁目324番地、旧住所鳥取県鳥取市湖山町北６丁目523番地１　ジョイタウンＢ－６号
債務者　細口　莉沙
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４９号
鳥取県岩美郡岩美町大字岩常670番地、旧住所広島県広島市安佐南区上安２丁目18番５－606号
債務者　成瀬　武仁
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６０号
鳥取県鳥取市気高町浜村51番地１　メゾンたばこや105号、旧住所鳥取県鳥取市気高町北浜３丁目105番地３
債務者　厨子　勝雄
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１６２号
鳥取県鳥取市田島563番地２　市住33号、旧住所鳥取県八頭郡八頭町才代85番地
債務者　田淵　喜行
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１０２２号
広島県大竹市南栄３丁目３番31号
債務者　山口　雄志
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１０７４号
広島市東区温品４丁目13番14―202号
債務者　石本吾津子
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１１３１号
広島市南区比治山町３番６―801号
債務者　桃村　信一
1　決定年月日時　平成22年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９４号
広島県三原市本郷南５丁目３番21号
債務者　久保　美香
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第６４号
愛媛県今治市唐子台東３丁目12番地12
債務者　新宮　邦江
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２２年（フ）第４９９号
高知市小石木町209番地11　改住11号
債務者　森岡　純也
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１６号
高知県香美市土佐山田町新改163番地
債務者　久保　忠男
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５１７号
高知市北高見町189番地４
債務者　門田　京子
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第５２０号
高知市横浜東町７番３号
債務者　濱崎　拓也
1　決定年月日時　平成22年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月４日まで
高知地方裁判所破産係